

自然災害に 備える！



大切なのは事前の情報収集

台風や大雨による土砂災害や水害は、毎年のように全国各地で発生し、私たちの暮らしと生活を脅かしています。本市でも平成22年7月の集中豪雨が西岳・山田地区にもたらした被害は、記憶に新しいところです。

こうした自然災害から身を守るには、気象情報に対する正しい知識と、土砂災害などの前兆を知るといった普段からの情報収集が大切です。特に、自分の住んでいる地域で土砂災害の危険箇所がないか、また、避難所はどこか把握しておくことも重要です。

災害時にも早めの情報収集が被害を未然に防ぎます

市では、自然災害が予測されるときは、防災行政無線での連絡や広報車、ホームページで防災情報をお知らせしています。また、宮崎県防災・防犯情報メール配信サービス、BTVケーブルテレビ、シティFM都城などでも必要な情報をお知らせします。

なお、市のホームページでは、避難所の地図や開設状況、河川水位、交通規制や通行止めなどの情報を掲載します。

本市は、新燃岳火山災害やゲリラ豪雨災害など、さまざまな災害を経験してきました。しかし、東日本大震災のような、過去に経験したことのない大災害はいつ起こるか分かりません。

日頃から大雨や台風、地震などに対する防災の心構えを持ち、事前の準備を整えておきましょう。

◎問い合わせ

危機管理課 ☎23-2129

避難情報は3段階

避難準備情報

豪雨や台風が接近し危険な状態が予測されるときに発表します。このとき「避難の準備をする」とともに、災害時要援護者の人は避難を開始してください」などの情報をお知らせします。指定された避難所へ早めに避難してください。

避難勧告

災害の発生が予測されるときに発令します。このとき「危険な状態になる恐れがあります。すみやかに避難してください」などの情報をお知らせします。避難勧告が発令された地域の人は、指定された避難所へ避難してください。

避難指示

さらに危険が切迫したときに発令します。このとき「危険です。直ちに避難してください」などの情報をお知らせします。もし、指定された避難所へ避難する余裕がない場合は、近隣の安全な場所へ避難するなど、命を守る最低限の行動をとってください。

土砂災害に備えて

崖崩れ・土石流・地すべりなどの土砂災害は、一瞬で人命を奪うことがあります。

土砂災害が発生する恐れがある箇所では、いつ災害が起こるか分かりません。対策工事をしていても、全ての土砂災害に耐え得るとは限りません。土砂災害危険箇所では、早めの避難が一番です。土砂災害の前触れに気付いたときは、近くの指定された避難所や安全な親戚の家などに早めに避難しましょう。

土砂災害の前触れ

●地すべり 崖からの水が濁る。崖に亀裂が入る。小石が落ちてくる。

もし、在宅中に裏山などの土砂災害の前触れに気付いたときは、直ちに安全な場所へ避難をして、市役所まで連絡してください。



●崖崩れ 地面にひび割れができる。沢や井戸の水が濁る。斜面から水が吹き出す。



●土石流 山鳴りや立木の裂ける音や石のぶつかり合う音が聞こえる。雨が降り続けているのに川の水位が下がる。川の水が急に濁り流木が混ざり始める。

宮崎県防災・防犯メールに加入しましょう！

このメールサービスは、宮崎県の発信する気象情報や各種防災・防犯情報のほかに都城市の発信する次の情報が提供されます。

- 避難準備情報
- 避難勧告
- 避難指示
- 避難所の開設状況
- 火災発生情報
- 光化学スモッグ情報
- その他の重要災害情報



登録方法は携帯電話またはパソコンから宮崎県防災・防犯情報メールサービス（アドレス <https://www.fastalarm.jp/miyazaki/>）に直接アクセスするか、上記のQRコードからアクセスし、登録してください。

※免責事項に留意の上、登録をお願いします

◎問い合わせ

県危機管理課 ☎0985-26-7064

災害時の主な問い合わせ

◆災害全般・災害救助資金融資制度に関すること
危機管理課 ☎ 23-2129
◆水道の断水などに関すること
水道局 ☎ 23-4510
◆避難所に関すること
生活文化課 ☎ 23-7180
◆停電に関すること
(株)九州電力都城営業所 ☎ 0120-986-705
◆体が不自由な人の避難の手助けに関すること
福祉課 ☎ 23-2980
◆道路被害に関すること
維持管理課 ☎ 23-2752 都市計画課 ☎ 23-2762
◆浸水家屋の消毒に関すること
環境政策課 ☎ 23-2130
◆り災証明に関すること
危機管理課 ☎ 23-2129 各総合支所地域振興課

自主防災の必要性

東日本大震災では地震に加え、津波がもたらした壊滅的な被害により、行政や消防、警察などの公的機関の機能が全てストップしました。そのような状況下で被害を最小限に抑えるためには、日頃から家庭内で、非常時の連絡手段や避難所の位置を確認したり、地域での防災訓練などに積極的に参加したりしながら、互いに協力して対処する環境づくりが必要です。

防災の要「自主防災組織」

住民が互いに協力して、地域の安全を守る「自主防災組織」。地域の実情を知り、互いに助け合う精神に基づき活動する自主防災組織は、被害を最小限に抑える重要な役割を果たします。

現在、市内に302ある自治公民館の中で207の自主防災組織が結成されていて、地域の防災のためにさまざまな活動を行っています。災害時には、身近な情報や市役所などからの伝達事項をいち早く地域住民に知らせたり、災害の状況に応じて的確に地域住民を避難させたりしています。

また、自主防災組織の中には、地区ごとの避難場所や避難の手助けが必要な人の自宅などを記した



自主防災組織で使われている防災資機材

防災マップを作成している組織もあります。自主防災組織の活動の基本は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識です。地域住民が、日頃から声を掛け合うなど、互いに助け合える環境をつくって行きます。

防災訓練を地域づくりに



共和自治公民館長
川畑 悦郎さん
(高崎町縄瀬)

縄瀬地区は、大淀川や丸谷川などが合流する地点に位置することから、過去には川が氾濫して民家などに被害を及ぼしました。その対策として平成18年の集落内無線放送設備の整備を契機に、共和自治公民館では、自主防災組織を立ち上げ、防災訓練などを毎年行っています。

河川の氾濫や地震などを想定した防災訓練では、無線による「訓練開始！」を合図に各班長が住民に声掛けを行い、避難所まで誘導します。避難所では、火災を想定した消火訓練や炊き出しなども行われ、地域の連携強化にも繋がっています。実際に、地域内で火災が発生したときなどには、自発的に炊き出しなどが行われるなど、互いに助け合う「共助」の意識が高まっています。

自主防災

自助

自らの身は自分で守り、家族の命は家族で守るという考えです。普段から災害に関する正しい知識を身に付け、災害に備えましょう。

平常時

- 住宅の耐震・耐風補強 など
- 非常持ち出し品の準備 など

災害時

- 家族の安全確保
- 初期消火
- 避難 など

共助

自分たちの地域は、自分たちで守るという考えです。自主防災組織などを結成して、個人では解決が困難なことを協力して行います。

平常時

- 地域内の危険箇所点検
- 防災訓練の実施 など

災害時

- 情報収集・伝達
- 消火活動
- 避難誘導 など

公助

市町村や消防、警察など公的機関が行う「公助」。災害時には限界があるので、普段から「自助」「共助」の充実を図りましょう。

平常時

- 防災体制の確立
- 防災用品の備蓄

災害時

- 避難所の開設・運営
- 救出・救助活動
- 災害復旧 など

避難所生活のルール

避難所へ避難したときは、次の7つのルールを守り、少しでも過ごしやすい環境となるよう互いに協力しましょう。



① 避難者情報の登録

避難者の情報を家族単位で把握するため、避難者カードに必要な情報を記入してください

② 避難所運営への協力

避難所は、地域で利用する防災拠点です。避難生活が長期になる場合には、当番に参加するなど自主的に避難所運営に協力しましょう

③ 事務室などの利用制限

事務室や調理室などで共用する部屋は、個人的な使用はできません

④ 食料や生活物資の配給

食料、生活物資の配給は、次の通り行います

【風水害の場合】

● 一時的な避難の場合（1晩程度）は、3食分の食料や毛布・タオルを持参してください

● 避難生活が長期になる場合や強い風雨が長時間（2晩以上）続く場合は、市が必要に応じて非常食や物資を準備します
※避難勧告や避難指示が発令された地区は、別途対応します

【地震・火山災害の場合】

● 生活物資は避難した家族ごとに配給します。また、緊急な場合を除き、原則、全員分の生活物資が確保できるまでは配給しません



⑤ 仮設公衆電話などの利用

仮設公衆電話などが設置された時は、緊急性のある場合のみ利用できます。また、電話回線が混み合うため災害用伝言ダイヤル（☎171）の活用もお願いします

⑥ ペットの持ち込みは禁止

犬、猫などの動物を屋内に持ち込むことは禁止します。知人やペットホテルに預けるなどの対応をお願いします

⑦ 喫煙の制限

所定の場所以外での喫煙は禁止します。また、火の取り扱いも厳禁です

都城市の指定避難所「一次避難所」

平成25年4月現在

施設の名称	所在地	連絡先
中央公民館	姫城町 7-8	24-5969
総合社会福祉センター	松元町 4-17	25-2123
小松原地区公民館	大王町 29-6	24-1900
東小学校	上東町 11-20	22-3481
祝吉地区公民館	郡元 1-1-4	23-2890
水道局	下川東三丁目 3235	23-4510
早水公園体育文化センター	早水町 3867	24-6454
南九州大学都城キャンパス	立野町 3764-1	21-2111
五十市地区公民館	五十町 2284	23-2184
長寿館	鷹尾三丁目 4523-2	26-0114
横市地区公民館	南横市町 3925-3	25-2257
勤労身体障害者 教養文化体育施設	都原町 3369	25-2018
沖水地区公民館	太郎坊町 1839-1	38-1033
志和池地区公民館	上水流町 1536	36-0519
乙房小学校	乙房町 1707	37-0706
庄内地区公民館	庄内町 12692	37-0888
吉之元小学校	吉之元町 4518	33-1800
西岳地区体育館	高野町 2916	-
旧夏尾保育児童館	夏尾町 5430-2	-
西岳小学校・クラブハウス	美川町 2928	33-1602
夏尾小学校	夏尾町 6644	33-1802
梅北小学校	梅北町 4687	39-4195
中郷地区市民交流センター	安久町 6623	39-0121
山之口多目的研修センター	山之口町山之口 3261-3	57-3377
山之口勤労福祉センター	山之口町花木 1934-1	57-3111
高城老人福祉館	高城町穂満坊 303-2	58-3279
高城運動公園総合体育館	高城町穂満坊 2492	58-5514
石山体育センター	高城町石山 1109-3	58-5511
高城農村環境改善センター	高城町有水 2986-1	59-9955
高城多目的研修集会施設	高城町四家 1131-3	55-1144
山田総合福祉センター (けねじゅ苑)	山田町山田 4319-2	64-2200
縄瀬地区活性化センター	高崎町縄瀬 1823-3	62-0319
笛水小中学校体育館 クラブハウス	高崎町笛水 959	62-0539
高崎福祉保健センター	高崎町大牟田 1340-3	62-4411

※一次避難所は、台風など段階的に災害の発生が予測される場合に、優先して開設する避難所です。二次避難所については、市のホームページや防災マップで確認してください